

平和を願う岩手からの声を 国会に届けましょう！

憲法違反の
安保法制は
廃止を！

南スーダンPKOの
新任務は撤回を！

武力で平和は作れない
9条を守って
平和貢献を！



県内ではさまざまな人が「憲法違反の法律は廃止しかない」と声をあげ、できるアクションに取り組んでいます。

若者 戦争に巻き込んではいけません。 南スーダンPKOには岩手駐屯地の自衛隊員も参加しています。

を危険にさらし

日本は軍事を広げることより、憲法9条を守ることによって平和に貢献できる国をめざしましょう。



安保法制は、憲法違反だと国民の8割が反対しましたが強行成立されられ、16年3月から施行されました。南スーダンの平和維持活動(PKO)は、これまでは他国に攻撃を仕掛けないという憲法を守り、危険な紛争地には行きませんでした。しかし、これからはこの法律で自衛隊員が他国の市民を「傷つけ、または傷つけられる」可能性が高まります。一度武力を使ったら果てしない戦争への道をすすむことに。その前にやめさせるため声をあげましょう！

あなたの思いを署名をお願いします。

- 署名は、年齢・国籍に関係なくどなたでも記入できます。
- 裏面の署名用紙で不足のときは、コピーや取り扱い団体のHPからダウンロードできます。
- 集めた署名は、お近くの市民団体や、労働組合、地域9条の会にお渡しくださるか、いわて生協各店サービスカウンターへ。または以下の幹事団体にお送りください。(幹事団体詳細は裏面下)

安保法制とは？
「平和安全保障関連法」の略称。平和安全とは名ばかりで、この法律で日本は国際紛争に武力介入できるようになり、紛争に巻き込まれる危険が増しました。戦争をしないと決めた憲法の解釈を一内閣が勝手に変えたことに、批判と不安が広がっています。

内閣総理大臣 安倍晋三様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様

戦争に道を開く安保法制を廃止し、新任務の撤回、 憲法 9 条を守りいかけた平和貢献を求める請願

一昨年9月、強行採決により成立した「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁ずる海外での武力行使に道を開くもので、憲法違反の法律です。憲法を守らなければならない政府や国会が、憲法解釈を180度変える法律を作ることは、立憲主義（国民が権力を憲法でしばるという考え）を否定しています。また、主権者である国民多数の反対を踏みにじる強行採決は、主権在民や民主主義をないがしろにする行為です。そのため、成立から1年以上たっても国民世論は、安保法制反対が多数を占めています。法律の内容も成立の過程も正当性を欠く「平和安全保障関連法」を、ただちに廃止してください。

この法律により、政府は昨年12月、南スーダンPKOへの自衛隊派遣部隊に「駆けつけ警護」や「宿営地共同防護」の新任務を与えました。自衛隊は正当防衛以外にも武器を使用でき、憲法が禁じる海外での武力行使に踏み切る可能性や、戦闘に巻き込まれる危険性が高くなりました。派遣された自衛官の中には、岩手県出身者も多くいます。若い自衛官の生命が危険にさらされることを、私たち県民は許すわけにはいきません。ただちに、新任務を撤回してください。そもそも自衛隊のPKO派遣は、停戦合意があるなど参加5原則を満たすことが前提です。しかし、「南スーダンは戦闘状態にある」というのが国際社会の認識であり、5原則は崩れています。今すぐ自衛隊を南スーダンから撤退させることを求めます。

憲法9条をもつ日本は、70年余も他国を攻撃することなく平和国家として国際的信頼を築き上げてきました。国際社会の平和のために日本がやるべきことは、武力で武力を制する軍事的対応ではありません。平和憲法・9条を守りいかけた貢献をすべきです。

以上の趣旨から、次の事項について請願します。

【請願事項】

- 一、憲法違反の「平和安全保障関連法」（安保法制）を、すみやかに廃止してください。
- 一、安保法制の施行により自衛隊に付与した「駆けつけ警護」などの新任務を撤回し、戦闘状態にある南スーダンから自衛隊をただちに撤退させてください。
- 一、憲法 9 条を持つ国として築いた国際的信頼をいかし、世界の平和に貢献してください。

名 前	住 所

第1次集約17年4月末日、最終集約5月末日 ※尚、この署名はこれ以外の目的では使用しません。

取扱団体：戦争させない・9条壊すな！岩手の会

幹事団体：岩手県消費者団体連絡協議会・岩手県生活協同組合連合会 〒020-0690 滝沢市土沢220-3 電話019-684-2225
憲法改悪反対岩手県共同センター 〒020-0015 盛岡市本町通2-1-36 浅沼ビル5階 電話019-625-9191
平和環境岩手県センター 〒020-0874 盛岡市南大通2-10-38 電話019-623-9201